

～ 法律事務職員向け実務講座～

## 第20回 東海JALAP実務セミナー

実務に直結する成年後見応用講座

**テーマ**

**「成年後見人等の死後事務」**

**講師**

**弁護士 松隈知栄子 先生**

松隈法律事務所／愛知県弁護士会高齢者・  
障害者総合支援センター（アイズ）所属

被後見人等が死亡すると、後見人等の任務は終了し、財産管理権等の権限はなくなり、管理計算や管理財産の引継ぎ等の義務を負います。しかし、実際の実務では、こうした死後事務において困難が伴うケースが数多く見られます。また、平成28年の法改正により成年後見人の死後事務における権限規定が設けられましたが、具体的な運用については悩みも多いところです。

そこで今回のセミナーでは、事務職員として成年後見人等の円滑な死後事務をサポートできるよう、必要な知識や備え等について、永らく愛知県弁護士会高齢者・障害者総合支援センター（アイズ）にてご活躍されている松隈知栄子弁護士に講師をお願いしました。豊かな経験に基づき、事務職員に期待すること等も織り交ぜながらお話いただける予定です。お誘い合わせの上、ぜひご参加ください。

**日時**

**2021年10月2日（土）午前10:00～12:00**

**方式**

**ウェブセミナー（Zoom）**

**受講料**

**2000円**

**申込み**

9月27日（月）までに、メールにて [tokaijalap@gmail.com](mailto:tokaijalap@gmail.com) へお申し込み下さい。追って受講料の納付方法、当日の実施要項等についてご案内いたします。

**お願い**

当日は、必要に応じてハンドブック「成年後見人等の死後事務」（令和元年10月愛知県弁護士会アイズ発行）を引用します。お持ちの方は、お手元に置いて受講されることを推奨します。（お持ちでなくても特に問題はありません。）

**問合せ**

愛知リーガルクリニック 事務局 日栄（ひえい）  
TEL 052-218-5645 FAX 052-218-5646

JALAP（Japan Association of Legal Assistants & Paralegals）は、日弁連事務職員能力認定試験の合格者を中心に2013年に結成された団体で、弁護士業務を的確にサポートすることを目的に、事務職員向けの研修会の開催や書籍の出版を行っています。